

高遠町芝平地区・荊口地区へ転入されるみなさんへ

旧芝平地区は、昭和30年以降、日本経済の高度成長の過程で人口が急激に減少し、地域社会の基礎的條件の維持が困難になってきていました。

そうした状況の中、昭和46年12月に「過疎地域集落整備事業交付要綱」が制定されたことを受け、高遠町では芝平地区へ集団移転を打診、芝平地区はそれを受け集落全体での移転を全区民で決断し、昭和53年に国の補助を受け集団移転が行なわれました。

また、荊口地区は、昭和57年58年に2度にわたる大きな災害が起こり、北部と両半対について芝平地区と同じく国の補助を受け集団移転を行いました。

芝平・荊口両地区とも地すべり地域に指定されており、災害の起こりやすい地域になっています。このため集団移転に際し、当時の芝平地区、荊口の一部の地区との協定書により、

- ・芝平地区と荊口の北部両半対地区への常住を認めない
- ・新たな公共投資は行わない

などの項目を協定しております。

このように両地域は、住民の安心と安全を守るために集団移転を行った地域であり、新たな公共投資を行っておりません。

しかしながら、居住の自由を妨げることはできませんので、現在、住民登録を認めておりますが、このような経過等を十分ご理解のもと居住してください。

補助金等支援が受けられるもの

- ・伊那市自立支援給付等
- ・伊那市障害者等移動支援事業
- ・伊那市地域生活支援重度障害児・者日常生活用具給付事業
- ・伊那市子育て支援短期利用事業(一部)
- ・伊那市未熟児養育医療給付事業
- ・伊那市要保護及び準要保護児童生徒援助費

公共投資をしていない事業

- ・ゴミ収集(荊口地区のご理解をいただいた後、荊口地区の収集所で収集しています。)
- ・除雪(県道芝平高遠線については、県が除雪します。)
- ・道路管理
- ・上下水道に関する全て
- ・公共交通
- ・伊那市防災ラジオ、屋外拡声子局
- ・補助金等交付除外のもの
- ・上記以外でも公共投資と認めるもの

■お問い合わせ

高遠町総合支所総務課総務係

電話 94-2551